

(第53期)

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

旭化成クリエイト株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	(55,670,175)
流 動 資 産	366,057,206	流 動 負 債	50,930,226
現 金 及 び 預 金	11,750,901	買 掛 金	2,113,761
売 掛 金	903,063	未 払 金	6,343
商 品 及 び 製 品	1,729,249	未 払 費 用	33,319,764
前 払 費 用	410,850	未 払 消 費 税 等	6,290,012
未 収 入 金	22,426,197	未 払 住 民 税 及 び 事 業 税	8,503,422
短 期 貸 付 金	328,836,946	預 り 金	696,924
固 定 資 産	50,734,730	固 定 負 債	4,739,949
有 形 固 定 資 産	42,071,576	退 職 給 付 引 当 金	4,739,949
建 物	16,068,214		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	4,982,032	(純 資 産 の 部)	(361,121,761)
土 地	21,021,330	株 主 資 本	361,121,761
無 形 固 定 資 産	72,800	資 本 金	40,000,000
電 話 加 入 権	72,800	利 益 剰 余 金	321,121,761
投 資 そ の 他 の 資 産	8,590,354	利 益 準 備 金	12,500,000
投 資 有 価 証 券	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	308,621,761
繰 延 税 金 資 産	8,590,354	配 当 平 均 積 立 金	4,000,000
		別 途 積 立 金	220,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	84,621,761
資 産 合 計	416,791,936	負 債 ・ 純 資 産 合 計	416,791,936

(第53期)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

商品及び製品……総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定額法

(2) 無形固定資産……ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
……その他の無形固定資産は定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金……直庸従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は保険契約、各種プラスチック製品及び日用雑貨品等の販売を主な事業としています。各種プラスチック製品及び日用雑貨品等の販売については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に引き渡された時点で収益を認識しています。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しています。

なお、各種プラスチック製品及び日用雑貨品等の販売契約における対価は、各種プラスチック製品及び日用雑貨品等に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針28号)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」という。)等を期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると当事業年度の見込まれる金額で収益を認識することとしています。これによる当事業年度の損益に与える影響および当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、計算書類に与える影響はありません。

(損益計算書に関する注記)

保険契約の販売に伴う収益の認識は、収益認識に関する会計基準等の適用外であり、257,851千円を売上高に含めて表示しています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	80,000株
------	---------

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 2022年6月7日開催の株主総会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	8百万円
(ロ) 1株当たり配当額	100円
(ハ) 基準日	2022年3月31日
(ニ) 効力発生日	2022年6月7日